



# マイナンバー制度が始まります！！

パート2



マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん

先月号から連載でお知らせしている「マイナンバー制度」。今月号では、通知カードの内容と個人番号カードの申請方法などについて詳しくお知らせします。



その1

通知カードが届きます！

先月号でもお知らせしたとおり、10月よりマイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが各世帯へ届きます。

その前に確認をしておきたいポイントをおさらいしましょう！

『通知カード』は

簡易書留（世帯主宛て）で届きます。

『通知カード』は

マイナンバーをお知らせする大切な書類です。

**必ず** 受け取り、保管しましょう！

- 配達時に不在の場合、「不在票」が投函されますので、再配達を依頼して下さい。「通知カード」は転送されません。
- 「通知カード」は、「個人番号カード」の交付時に必要ですので、紛失しないように大切に保管してください。紛失した場合は、再交付の際に手数料がかかる予定です。

通知カード（イメージ）

個人番号 1234 5678 9012  
 氏名 とうべつ とべのすけ  
 住所 当別町〇×番地  
 生年月日 平成26年〇月△日 性別 男  
 発行 平成27年〇月△日 当別町長



通知カードに記載されるもの

- ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別
- ⑤マイナンバー（12桁の個人番号）

通知カードと一緒に届くもの

- ①個人番号カード交付申請書（世帯人数分）
- ②個人番号カード交付申請書の返信用封筒（世帯につき1部）
- ③マイナンバー制度のご案内（世帯につき1部）



忘れずに  
確認しよう

**10月**までに

住所の確認をしましょう！！

住民票の住所と居住地が異なる方へ

通知カードは、住民票の住所に送付されます。

正確に受け取るためにも、住民票の住所を実際に住む居住地へ移してください。



【問合せ】

住民課戸籍年金係 ☎ 23 - 2463

特別な事情がある方へ

東日本大震災による被災者、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、児童虐待等の被害者の方で、住民票を残したまま別の場所にお住まいの方や、長期の入院・入所が見込まれる方は、所定の手続きを行うことで居住地への通知カード送付が可能です。

【申請方法】

- ・現在お住まいの市町村にて申請書入手し、必要書類とともに住民票のある市町村へ郵送します。

【必要書類】

- ・申請者の本人確認書類のコピー
- ・居住地を証する書類のコピー など

【申請期限】 平成27年9月25日（金） 必着

その2  
「個人番号カード」を申請しよう！

10月より送付する「通知カード」は、マイナンバー（個人番号）が証明されるものであり、本人確認ができる身分証明書にはなりません。

今後、あらゆる行政手続きで必要となるマイナンバーの提示と本人確認が同時にできるのは「個人番号カード」だけです。「個人番号カード」は大変便利です。申請しましょう！



『個人番号カード』は  
**無料**で交付できます。

※初回の交付手数料のみ無料です。紛失等による再発行は手数料がかかる予定です。

個人番号カードを申請しないと…。

通知カード（イメージ）  
個人番号 1234 5678 9012  
氏名 とうべつ とべのすけ  
住所 当別町〇×番地  
生年月日 平成 26年〇月△日 性別 男  
発行 平成 27年〇月△日 当別町長



10月より送付する「通知カード」だけでは本人確認ができないので、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の提示が別途必要となります。

★マイナンバーの提示と本人確認が同時にできるのは  
『個人番号カード』だけ！ 大変便利です！

個人番号カードに記載されるもの

プラスチック製でICチップ付きです。

- ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別
- ④マイナンバー（12桁の個人番号）
- ⑤本人の顔写真等が表示されます。

その3  
申請方法は3通りあります。

その1でお知らせしたとおり、「通知カード」と一緒に「個人番号カード交付申請書」が届きます。申請方法は、以下のように3通りから1つ選択できます。

（郵送）



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を添付します。

※顔写真をご用意ください。

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函して下さい。

（スマートフォン等）



お持ちのスマートフォン、タブレット等のカメラ機能を使用して本人の顔写真を撮影します。

交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスします。必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付して送信します。

（パソコン）



デジタルカメラ等で本人の顔写真を撮影し、データをパソコンに保存します。

交付申請用WEBサイトにアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付して送信します。

その4  
個人番号カード  
交付までの流れ

個人番号カードの受け取りまでは、どのような流れになるのでしょうか？  
下図で確認してみましょう。

① 個人番号カードの交付申請をされた方には、平成28年1月以降に「交付通知書(はがき)」が自宅に届きます。



交付通知書をお届けします！



② 役場で受け取りの手続きを行います。本人確認のため各種書類の提示が必要となります。



※1 本人確認書類とは？

- 個人番号カード交付に必要な持ち物**
- 交付通知書(はがき)
  - 通知カード
  - 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
  - 本人確認書類 ※1

- ・ 申請者本人が病気、身体の障がい、その他やむを得ない理由により交付場所(役場)に行くことが難しい場合に限り、代理人に個人番号カードの受け取りを委任することができます。代理人交付についてはお問い合わせください。
- ・ 交付の案内まで期間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

- 運転免許証 ○ 住民基本台帳カード(写真付きに限る)
- パスポート ○ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
- 身体障がい者手帳 ○ 精神障がい者保健福祉手帳
- 療育手帳 ○ 在留カード ○ 特別永住者証明書
- 一時庇護許可書 ○ 仮滞在許可書 のうち1点

※上記の書類がない方は、「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載された 下記書類2点 を用意してください。

- 健康保険証 ○ 年金手帳 ○ 社員証 ○ 学生証
- 学校名が記載された各種書類 ○ 預金通帳
- 医療受給者証 など

その5  
マイナンバーは安心・安全の  
仕組みです。

新聞やテレビ等の報道でも話題となっているマイナンバー制度の仕組みによる個人情報の漏えい等について、制度・システム両方で個人情報保護の措置を講じています。

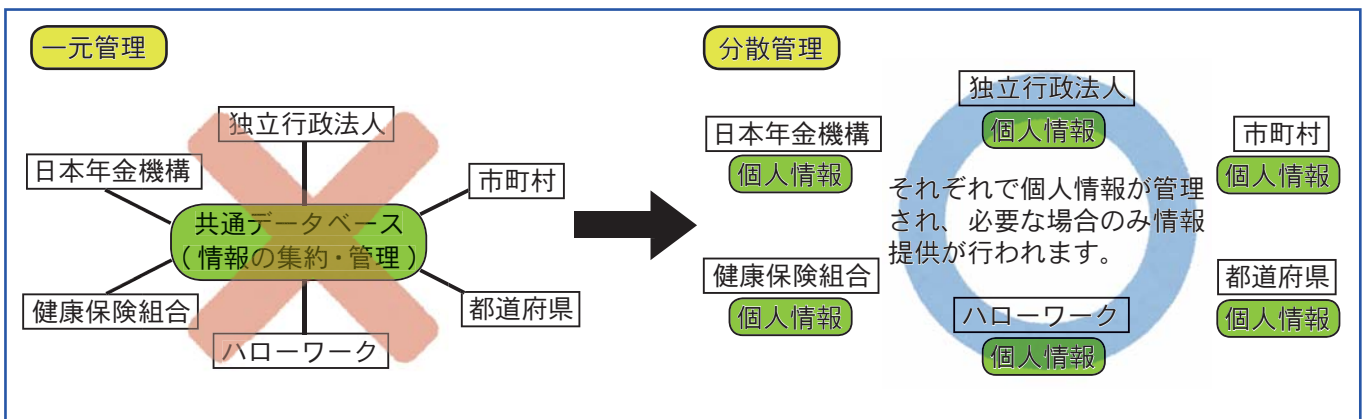
【制度面】

○ 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

【システム面】

○ 個人情報情報は現在と同様に、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署と分散して管理するので、芋づる式に情報が漏えいすることはありません。【下図を参照】

【情報管理のイメージ図】



**③** 交付に必要な本人確認と暗証番号の設定を行います。



**交付の際には暗証番号を設定します**

個人番号カードは大切な情報ですので、交付の際には暗証番号（数字4桁）を設定します。暗証番号は事前に考えておきましょう。

簡単な数字の並びや生年月日など推測されやすい番号は登録しないよう注意してください。

**④** 全ての手続きを終えると、「個人番号カード」が交付されます。

全員交付完了！



※電子証明書を利用する場合には、個人番号カード交付の際に暗証番号の設定が必要です。



証明書（一例）	暗証番号文字数	内容
署名用電子証明書	英数字6文字以上 16文字以下	e-Taxの確定申告など文書を伴う電子申請です。
利用者証明用電子証明書等	数字4桁	今回新たに追加される電子証明書です。現在、国ではさまざまな利用の検討がされています。

**その6**  
「住民基本台帳カード」から  
「個人番号カード」へ変わります。

現在発行している「住民基本台帳カード」の発行は、平成27年12月末をもって終了します。

ただし、すでに発行された「住民基本台帳カード」は有効期間内（発効日から10年）であれば引き続き使用可能となります。

なお、「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」を両方所持することはできませんので、「住民基本台帳カード」は、個人番号カードの交付時に回収させていただきます。

平成28年1月以降の  
対応となります。



**その7**  
もっと詳しく聞きたい場合は？

内閣府が「マイナンバー制度」に関するコールセンターを開設しています。  
0570 - 20 - 0178(全国共通ナビダイヤル)  
平日9時30分～17時30分  
(土日祝日・年末年始は休み)



『個人番号カード』は紛失しないよう大事に保管しましょう！



**【問合せ先】**  
住民課戸籍年金係 ☎ 23 - 2463